

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号）の一部を次のように改正し、2024年10月1日乗車となるものから適用する。ただし、第130条第1項第2号へに係る改正規定は2024年3月16日から適用し、別表第1号の3、別表第1号の4及び別表第1号の5に係る改正規定は2025年4月1日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>(ホ) 別に定める<u>ところにより</u>、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で<u>指定席特急券を発売</u>することがある。<u>この場合、当該区画の設備定員と同一の人員（当社が特に認める場合を除く。）が乗車し、かつ、乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するときに限る。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。<u>ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。</u></p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>(ホ) <u>前(イ)の規定により指定席特急券を発売する場合であって、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次に掲げる場合に限る。</u></p> <p>a <u>当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用する</u></p>

改正前	改正後
<p>□ 立席特急券 (中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p>	<p><u>ことができる。</u> <u>b 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき</u> □ 立席特急券 (中略)</p>
<p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A) イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 ハ 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき ハ 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (中略)</p>	<p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A) イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 <u>（イ）個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。<u>ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。</u></u> ハ 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (中略)</p>
<p>11 第57条の3第8項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間にに対して発売する1枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間にに対して1枚の特別車両券を発売する。</p>	<p>11 第57条の3第8項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間にに対して発売する1枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間にに対して1枚の特別車両券を発売する。</p> <p><u>12 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であって、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>区画単位で発売する</u>ことがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。</p> <p>(1) <u>当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき</u> (スーペリアグリーンの2人用区画にあっては、2人又は1人が乗車するとき。)。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。</p> <p>(2) <u>乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき</u></p>
<p>12 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>	<p>13 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>
(中略)	(中略)
(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)	(特別急行列車の個室 <u>又は区画</u> を占有使用する場合の旅客運賃・料金)
<p>第74条の4 第57条第1項第1号イの(1)ただし書及び第58条第1項第1号イた だし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、<u>別に定める場合を除き</u>、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を收受する。</p>	<p>第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を收受する。</p>
(中略)	(中略)
3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランシート四季島号、36 ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を	3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランシート四季島号、36 ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を

改正前	改正後
<p>占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、<u>別に定める場合を除き</u>、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p>	<p>占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p><u>4 前項の場合であって、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、当該旅客が2人以上の場合に限ってこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を收受する。</u></p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受する。</u></p> <p><u>6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が3人又は4人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人员の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあっては当該旅客が3人のときに限って、設備定員が3人の個室にあっては当該旅客が2人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受する。</u></p> <p><u>7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人员の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めることと</u></p>

改正前	改正後
	<p>し、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受する。</p> <p><u>8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であって、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を收受する。</u></p>
(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)	(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)
<p>第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用することは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を收受するほか、寝台個室乗車区間にに対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を收受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p>	<p>第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用することは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を收受するほか、寝台個室乗車区間にに対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を收受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p>
(中略)	(中略)
(特別車両料金)	(特別車両料金)
<p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p>	<p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p>
<p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p>	<p>イ ロ<u>及び</u>以外の特別車両料金(A)</p>
<p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)<u>及び</u>(チ)以外の特別車両料金(A)</p>	<p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)<u>及び</u>(チ)以外の特別車両料金(A)</p>
(中略)	(中略)
<p>(チ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b以外の特別車両料金(A)</p>	<p>(チ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b以外の特別車両料金(A)</p>
<p>第1号イの(イ)に定める料金</p>	<p>第1号イの(イ)に定める料金</p>

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

(表省略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ハ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(表省略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

(表省略)

(イ) スーペリアグリーン(2人用区画)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 带	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで
2人で利用する 場合 の 料 金	円 3,500	円 5,000	円 6,390	円 7,600
1人で利用する 場合 の 料 金	円 7,000	円 10,000	円 12,780	円 15,200

(注) 1人当りの料金とする。

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ハ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(表省略)

ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金(A)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

(ロ) スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、及びリ以外の特別車両料金(B)

改正前	改正後
(中略)	(中略)
ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)	ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。 <u>ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)（自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）を除く。</u>
(表省略)	(表省略)
ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)	ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。 <u>ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。</u>
(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)	(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)
(表省略)	(表省略)
(ロ) 「S Lやまぐち号」車両又は「D Lやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) 2,500円とする。	(ロ) 「S Lやまぐち号」車両又は「D Lやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) 2,500円とする。
チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)	チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。 <u>ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。</u>
(表省略)	(表省略)
リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)	リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。 <u>ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。</u>
(表省略)	(表省略)
(中略)	(中略)
(大人座席指定料金)	(大人座席指定料金)
第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 第2号から <u>第5号</u> 以外の大人座席指定料金	(1) 第2号から <u>第6号</u> 以外の大人座席指定料金
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。 ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。 ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680円とする。 	<p>(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。 ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。 ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680円とする。
<p><u>(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u></p> <p>(中略)</p> <p>(手数料の收受)</p> <p>第237条の3 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p>	<p><u>(5) マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840円とする。</u></p> <p><u>(6) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u></p> <p>(中略)</p> <p>(手数料の收受)</p> <p>第237条の3 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p>

改正前	改正後
	<p><u>4 第74条の4第4項から第8項までの規定により旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</u></p>
<p><u>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</u></p>	<p><u>5 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</u></p>
<p><u>5 第74条の7の規定により不足人員分について旅客料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</u></p>	<p><u>6 第74条の7の規定により不足人員分について旅客料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</u></p>
<p><u>6 第184条第6項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して1枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、1枚の特別急行券として手数料を收受する。この場合、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>7 第184条第6項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して1枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、1枚の特別急行券として手数料を收受する。この場合、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。</u></p>
<p><u>7 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を1枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。</u></p>	<p><u>8 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を1枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)</p> <p>第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を</p>	<p>(特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)</p> <p>第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を</p>

改正前	改正後
<p>所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。</p> <p>(中略)</p>	<p>所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。</p> <p>(中略)</p>
<p>5 第1項から第3項までの取扱いは、第57条第1項第1号イの(イ)の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5 第1項から第3項までの取扱いは、第57条第1項第1号イの(イ)及び第58条第12項の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。</p> <p>(中略)</p>
<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあっては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>	<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあっては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>
<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号</p>	<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号</p>

改正前	改正後
<p>イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(イ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあっては、1葉につき340円)。</p>	<p>イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(イ)第58条第1項第1号イただし書及び<u>同条第12項</u>の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあっては、1葉につき340円)。</p>
<p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(イ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあっては、料金合計額(特別車両の個室にあっては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあっては、新幹線区間にに対する特別急行料金と在来線区間にに対する特別急行料金とを合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p>	<p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(イ)第58条第1項第1号イただし書及び<u>同条第12項</u>の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあっては、料金合計額(特別車両の個室又は区画にあっては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあっては、新幹線区間にに対する特別急行料金と在来線区間にに対する特別急行料金とを合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅(当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅)までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車(急行列車を除く。)に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗車させることができる。

イ 急行券を使用し乗車していた旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗車することはできない。

ロ 特別車両券(グランクラス及びプレミアムグリーンに有効な特別車両券を除く。)又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両(グランクラス及びプレミアムグリーンを除く。)又はコンパートメント

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅(当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅)までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車(急行列車を除く。)に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗車させることができる。

イ 急行券を使用し乗車していた旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗車することはできない。

ロ 特別車両券(グランクラス、プレミアムグリーン及びスープリアグリーンに有効な特別車両券を除く。)又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両(グランクラス、プレミアムグリーン及びスープリ

改正前	改正後
<p>個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>	<p><u>アグリーン</u>を除く。) 又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>
<p>ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>	<p>ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>
<p>ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>	<p>ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p>
<p>(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、旅客が急行券を既に使用した場合であっても、係員がその事実を認定したときは、当該急行券の発駅までの区間を、急行列車により乗車させることがある。ただし、原乗車券の区間において途中下車をしていた場合は、最近の下車駅までの区間に限る。</p>	<p><u>ホ スーペリアグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、スープリアグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にスープリアグリーンがないとき又は満員等によりスープリアグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</u></p> <p>(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、旅客が急行券を既に使用した場合であっても、係員がその事実を認定したときは、当該急行券の発駅までの区間を、急行列車により乗車させることがある。ただし、原乗車券の区間において途中下車をしていた場合は、最近の下車駅までの区間に限る。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(他経路乗車の取扱方)</p> <p>第 285 条 第 282 条第 1 項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。</p>	<p>(他経路乗車の取扱方)</p> <p>第 285 条 第 282 条第 1 項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

改正前			改正後		
(2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によって乗車することができる。ただし、のぞみ号等、グランクラス <u>及び</u> プレミアムグリーンにあっては当社が特に認めた場合に限る。			(2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によって乗車することができる。ただし、のぞみ号等、グランクラス <u>、</u> プレミアムグリーン <u>及び</u> スーパーグリーンにあっては当社が特に認めた場合に限る。		
(中略)			(中略)		
別表第1号の3			【第57条の3】		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）		
2024年	4月	8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで	2025年	4月	7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで
	5月	7日から9日まで		5月	7日、8日
	6月	3日から6日まで、10日から13日まで、17日から20日まで、24日から27日まで		6月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から26日まで、30日
	7月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、22日から25日まで		7月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、22日から24日まで
	8月	26日から29日まで		8月	25日から28日まで
	9月	2日から5日まで、9日から12日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、30日		9月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、24日、25日、29日、30日
	10月	1日から3日まで		10月	1日、2日
	11月	-		11月	-
	12月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から25日まで		12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで
	1月	6日から9日まで、14日から16日まで、20日から23日まで、27日から30日まで	2026年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
	2月	3日から6日まで、12日、13日、17日から20日まで、25日から27日まで		2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで
	3月	-		3月	2日から5日まで

改正前			改正後		
別表第1号の4		【第57条の3】	別表第1号の4		【第57条の3】
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）		
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月			4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
2024年	7月	12日から15日まで、26日から28日まで	2025年	7月	18日から21日まで、25日から27日まで
	8月	2日から4日まで、8日、12日、13日、16日、17日、23日から25日まで		8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで
	9月	13日から16日まで、20日から23日まで		9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日
	10月	4日から6日まで、11日から14日まで、18日から20日まで、25日から27日まで		10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日
	11月	1日から4日まで、8日から10日まで、15日から17日まで、22日から24日まで、29日、30日		11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで
	12月	1日、27日、30日、31日		12月	26日、28日、29日、31日
	1月	2日、3日		1月	2日
	2月	-		2月	-
	3月	20日から31日まで		3月	19日から31日まで
別表第1号の5			別表第1号の5		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）		
2024年	4月	26日から30日まで	2025年	4月	25日から30日まで
	5月	1日から6日まで		5月	1日から6日まで
	6月	-		6月	-
	7月	-		7月	-
	8月	9日から11日まで、18日		8月	8日、9日、16日、17日
	9月	-		9月	-

改正前				改正後			
2025年	10月	-	10月	-	2026年	11月	-
	11月	-	11月	-		12月	<u>28日、29日</u>
	12月	<u>28日、29日</u>	12月	<u>27日、30日</u>		1月	<u>4日、5日</u>
	1月	<u>4日、5日</u>	1月	<u>3日、4日</u>		2月	-
	2月	-	2月	-		3月	-
	3月	-	3月	-		(以下略)	
	(以下略)		3月	-		(以下略)	